

一般廃棄物処理業許可証

住 所 鹿児島県鹿屋市朝日町7番21号

名 称 株式会社 カナザワ

代表者 氏名 代表取締役 金沢 幸一

生年月日 昭和24年9月29日

令和5年2月15日付で申請のあった一般廃棄物処理（収集・運搬）業については、下記条件を付して許可する。

令和5年3月13日

大崎町長 東 靖弘



記

- 1 種類 事業系一般廃棄物収集運搬
- 2 取扱区域 大崎町内全域とする。
- 3 搬入場所 一般ごみ：曾於南部厚生事務組合清掃センター
資源ごみ：(有)そおりサイクルセンター,
生ごみ等：(有)そおりサイクルセンターハ崎有機工場
粗大ごみ：(有)そおりサイクルセンター, 曾於南部厚生事務組合清掃センター
- 4 許可期間 令和5年4月1日から
令和7年3月31日まで
- 5 その他の条件
 - (1) 職務遂行に当たっては、関係法令、条例の規定を守り、かつ町長の指示に従わなければならない。
 - (2) 町長の承認を受けないで、許可によって生じた権利義務を他人に譲渡してはならない。
 - (3) 第3条に規定する申請書及び添付書類の記載事項に変更があったときは、一般廃棄物処理許可書を添えて、10日以内に町長に届けなければならない。
 - (4) 毎月分の「ごみ処理状況報告書」を翌日の初めに提出すること。
 - (5) 産業廃棄物の処理を行う場合は、県から処理施設の許可を受けること。